

## 一般財団法人大阪府人権協会 賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪府人権協会（以下「協会」という。）の賛助会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員とは、協会の目的・事業の趣旨に賛同していただける個人及び法人で、賛助会員申込書を提出し、会費を納入したときに賛助会員となる。

### (会費)

第3条 賛助会員の会費は次の通りとする。

- (1) 個人会費 1口 3,000円（年会費）
- (2) 法人会費 1口 30,000円（年会費）

### (登録期間)

第4条 賛助会員の登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### (会費の使徒)

第5条 会費は、協会の目的を達成するために必要な事業及び管理運営に使用する。

### (賛助会員の特典)

第6条 協会は、賛助会員に次の特典を提供することができる。

- (1) 人権研修の企画や運営の相談及び調整を受けることができる。
- (2) 「人権協会ニュース」の送付を受けることができる。
- (3) メールアドレス登録者は各種人権関係情報をメールにて受けることができる。
- (4) 協会の出版物・各種講座・研修会・講座参加費を割引で受けることができる。

### (更新)

第7条 賛助会員は、年間の会費を納入することで、更新ができる。

### (退会)

第8条 賛助会員は、退会届を協会に提出し、任意に退会することができる。ただし、既納の会費については、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 賛助会員は、次の事由によって資格を喪失するものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申請をおこなった場合。
- (2) 会費の納入が2年間なされない場合。
- (3) 協会の運営を妨害した場合。
- (4) 本人が死亡した場合。
- (5) 協会が会員として不適切と判断した場合。
- (6) 協会が解散した場合。

(会費納入方法)

第10条 会費の納入方法は、郵便振替その他の方法による。

(規約変更)

第11条 この規程は理事会において変更することができる。その内容については賛助会員に通知する。

(個人情報保護)

第12条 入会時に知り得た個人情報は、協会の個人情報保護方針に則り厳正に取り扱うものとする。

附則

本規約は、2017年 4月 1日から施行する。